

**令和4年度**

**みんなの商店街人材育成事業に係る研修指導業務**

**仕様書**

令和4年 11 月

**経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課**

## 1 業務名

令和4年度みんなの商店街人材育成事業に係る研修指導業務

## 2 業務委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月22日（水）まで

## 3 業務目的及び概要

市内の商店街を取り巻く環境は、インターネット販売の普及等に伴う消費行動の多様化の影響などにより、非常に厳しい状況にあり、その数は、ピークである平成6年度（138団体）と比較して約半数にまで減少している（令和4年度現在：67団体）。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化や原油・原材料価格の高騰等により、市内商店街は経営上大きな影響を受けている。

このような状況にあって、商店街の活性化を図るためには、商店街の歴史・特徴や全国の先進事例等を十分に理解したうえで、商店街を活性化する販売戦略や情報発信戦略を立案し、これに基づく、加盟店舗の取組を創出し、その効果を商店街全体へ波及させていく必要がある。

こうした目標を達成するため、市内商店街を対象に、商店街加盟店が一同に会し様々な情報提供・意見交換を行う「全体セミナー」の開催や、専門家による「個店への実地指導（実地検証）」を行う「みんなの商店街人材育成事業」を実施する。

## 4 研修対象の商店街と目指すもの

研修対象の商店街と目指すものは以下のとおり。

### (1) 行啓通商店街振興組合（中央区）「今後の情報発信戦略について」

行啓通商店街は創立約60年が経過する本市でも歴史の古い商店街である。これまで、近隣小学校における食育イベントや、商店街と学生によるまちづくりワークショップ、盆踊り・ハロウィンなどの季節イベントなど地域と連携した様々な取組を実施してきた。しかし、イベントが十分に域内外に周知されていないことや町内会・学校など地域とのより一層の連携について課題を感じている。

このような状況の中、行啓通商店街の歴史・特徴や全国の先進商店街の情報発信の取組事例を理解し、商店街全体での意見交換、店舗での情報発信手法の実地検証

などを通して、商店街の今後の情報発信戦略を明確にすることを目指す。

## (2) 西岡商工振興会（豊平区）「今後の販売戦略について」

西岡商工振興会は、昭和54年に設立し、これまで札幌大学と連携した夏祭りの開催や、秋の西岡神社例祭、冬のアイスクャンドル設置など、様々な取り組みを実施してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は商店街活動の自粛を余儀なくされ、新たな取組が創出できていない状況である。

このような状況の中、西岡商工振興会の歴史・特徴や全国の先進商店街の販売促進事業の取組事例を理解し、商店街全体での意見交換、店舗での実地指導などを通して、商店街の今後の販売戦略を明確にすることを目指す。

## 5 業務内容

「4」で記載の各商店街を対象として、以下の業務を実施すること。

### (1) 全体セミナーの実施（全3回程度）

#### ア 会場

各商店街と協議の上、会場を決定すること。

※会場費用は受託者が負担すること（1回当たり10,000円程度を想定）。

#### イ 実施予定日

各商店街と協議の上、日時を決定すること（1回当たり2時間程度を想定）。

- ・第1回 令和5年1月上旬から中旬頃
- ・第2回 令和5年1月中旬から下旬頃
- ・第3回 令和5年2月下旬から3月上旬頃

#### ウ 実施内容

##### ○第1回セミナー

- ・専門家を招へいし、対象商店街の歴史や、これまでの販売促進事業や地域と連携したイベント等について情報提供を行うこと。
- ・対象商店街の業種構成や立地など客観的なデータ等に基づき分析を行い、その特徴について情報提供を行うこと。
- ・これらを踏まえた上で、商店街の販売戦略の軸となるコンセプト（または情報発信の課題）等について意見交換を実施すること。

※対象商店街の歴史やこれまでの取組についての専門家は、原則、商店街から紹

介を受けることを予定しているが、講師謝金については受託者が負担すること（講師謝金については札幌市が定める講師謝礼基準に基づく）。

※商店街の特徴についての情報提供は、受託者が委託者と内容を協議の上、実施すること。

### ○第2回セミナー

- ・全国の先進的な商店街の販売促進事業（または情報発信）の取組事例など、対象商店街が今後の販売戦略（または情報発信戦略）を検討する上で参考となる情報提供を行うこと。
- ・これを踏まえた上で、第1回セミナーに引き続き、商店街の販売戦略の軸となるコンセプト（または商店街・加盟店等で実施可能な情報発信手法）について意見交換を実施すること。

### ○第3回セミナー

- ・下記5(2)の成果について、商店街（個店）が発表する機会を設けること。
- ・これを踏まえ、商店街やモデル店舗以外の加盟店において新たに取り組みたいこと（または実施可能な情報発信手法）等について意見交換を行い、全体セミナーの後も商店街全体で取組が継続するような意欲喚起を図ること。

## エ 留意点

- ・全体セミナーの実施に当たっては、講師からの一方的な講義のみとせず、参加型となる仕掛けを用意するなど、実施手法を工夫すること。
- ・全体セミナーの出席者の募集・出欠の取りまとめは、受託者と商店街が協力の上、実施すること（1回のセミナー出席者は10～20名程度を想定）。
- ・全体セミナーで使用する資料については、受託者が必要な部数を印刷し、当日受講者に配布すること（また、全体セミナー実施日の2営業日前までに委託者にもデータで提出すること）。

## (2) 個店への実地指導（または実地検証）（全6回程度〔3店舗×2回/店舗〕）

### ア 実施内容

- ・(1)ウの第2回セミナー後、モデル店舗（3店舗程度を想定）において、商店街の販売戦略のコンセプトに基づいた個店の取組創出に向けた実地指導（または情報発信の実地検証）を行うこと。
- ・モデル店舗については、委託者及び商店街事務局が受託者と協議の上、決定する。

- ・モデル店舗への訪問日時については、受託者がモデル店舗と連絡調整を行うとともに、訪問日時を決定した際は委託者に速やかに連絡すること。

#### イ 留意点

- ・原則、第2回全体セミナー後、個店への実地指導（または実地検証）を予定しているが、意見交換の状況や商店街の意向により、個店への実地指導（または実地検証）の実施に代えて、全体セミナーの追加開催や少数の加盟店グループでのワーキングセミナー等に代えることがあるため、委託者の指示に従い、柔軟な対応を行うこと。

### (3) 全体を通して

#### ア 動画・写真撮影

- ・全体セミナー及び個店への実地指導の様子が分かるよう動画・写真撮影を行うこと。

※撮影に当たっては、参加者に動画・写真撮影を行う旨周知するとともに、個人が特定されないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）を遵守すること。

#### イ 事業の成果等の周知

対象商店街と協力して事業の成果を適宜商店街加盟店へ周知すること。

#### ウ 感染対策

- ・全体セミナー及び個店への実地指導の実施に当たっては、パーテーションや消毒液を設置するとともに、定期的に換気を行うなど、3密の回避をはじめとする感染防止対策の徹底に取り組むこと。

## 6 成果物

受託者は、以下の成果物を提出すること。

なお、提出期限は、令和5年3月22日（水）12:00までとする。

### (1) 実施報告書…A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 10部

- ・全体セミナー及び個店への実地指導当日の様子が容易に確認できるよう、5(3)アで撮影した写真等を適宜用いて、セミナー及び指導内容を含む実施報告書を作成すること。
- ・なお、実施報告書の内容を踏まえ、追記・修正等を契約期間の範囲内で別途依頼

する可能性があるため、留意すること。

(2) 電子データ…電子媒体（DVD-R 等） 1 組

- ・ 上記実施報告書の編集可能な電子データ及び全体セミナー資料データ等を整理、収納し、電子媒体（DVD-R 等）で 1 組提出すること。
- ・ なお、データ形式については、委託者と協議の上、決定することとする。

## 7 情報の管理について

受託者は、個人情報の保護に関する法律及び札幌市個人情報保護条例を遵守して事業を行うこと。

## 8 事業実施における前提条件

受託者は本事業に係る契約締結後、札幌市と協議する場を設け、それを踏まえた上で具体的な業務内容とスケジュールを確定させること。

## 9 事業規模

2,620,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）を上限とする。

※上記金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

なお、委託料には以下の経費が含まれるものとする。

- ・ 全体セミナー及び個店への実地経営指導カリキュラム企画費
- ・ 全体セミナー及び個店への実地指導当日の講義指導費
- ・ 全体セミナー会場費（感染対策備品・消耗品設置費等を含む）
- ・ その他全体セミナー及び個店への実地指導実施、写真撮影に係る諸経費

## 10 その他

- (1) 受託者は本事業の実施に当たり、参加者から費用を徴収してはならない。
- (2) 本業務により得られたデータ及び成果品は、札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、委託者か

ら協議の要請があった際は、速やかに協議に応じること。

- (4) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (5) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (6) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告し対応を協議すること。
- (7) 全体セミナー及び個店への実地指導当日は、商業・経営支援課職員等が同席することがある。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、事業の休止又は中止を指示することがある。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議のうえ決定する。

## 11 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような全体セミナーを行うこと。

## 12 本件に係る問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎 15階北）

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課（担当：北島・林）

電話：011-211-2372 ファックス：011-218-5130

メールアドレス：shogyo@city.sapporo.jp